

## 吉賀町特別職報酬等審議会答申書

### 1 審議会の運営等について

諮問を受け、令和2年11月17日、同年12月10日、令和3年1月14日の3回にわたり審議会を開催した。

審議会においては各分野から選任された委員が公平中立の立場に基づき、吉賀町の財政状況、県内町村や全国類似町村との比較、職務内容や活動状況、担当課意見等幅広い情報を参考としつつ、自由な意見交換により審議を行った結果、以下答申書を取りまとめた。

### 2 審議結果及び意見

(1) 町長、副町長及び教育長の給料の額			
職名	現行	答申	差額
町長	720,000 円/月	720,000 円/月	0 円/月
副町長	607,500 円/月	607,500 円/月	0 円/月
教育長	572,500 円/月	572,500 円/月	0 円/月

町長等の給料は、平成17年10月の合併時に旧六日市町と旧柿木村との平均額（以下「算定基礎額」という。）から10%の削減が行われたが、平成28年4月から算定基礎額に改定され現行の額となっている。

県内町村（11町村）及び全国類似町村（83町村）の月額比較では、町長、副町長はおよそ中位に位置し、教育長は上位にあるものの著しく高額とはなっていない。

町財政も改善されてきたとはいえ、今後の推計では大変厳しいものも示され、予断を許さない状況であるが、現時点においては給料の額を改定するほどの状況には至っていない。

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症による影響について考慮すべきとの考え方があるものの、その影響の度合いや今後の社会経済状況が不透明なこと、さらには、既に令和2年7月から令和3年3月までの9か月間、自主的に給料の20%減額が実施されており、自発的判断による減額が行われている状況にあることから、審議が困難なため、現行の額について審議することとした。

人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴い、令和2年から期末手当の支給率は0.05月分引き下げられている。

人口減少や少子高齢化が進み、価値観の多様化等社会情勢が激しく変化していく中、町長等の職務内容、責任の度合いは増大している。言い換えれば、町民の期待は、以前にも増して大きくなっていると言う事ができる。

以上、様々な観点から審議した結果、当審議会は「据え置き」が妥当と判断する。

なお、町長等におかれては、その立場は一般職員を統括管理・指導する役割も併せ持つことから、より一層のリーダーシップを発揮されるよう期待することを付記する。

(2) 町議会議員の議員報酬の額			
職名	現行	答申	差額
議長	288,500 円/月	288,500 円/月	0 円/月
副議長	240,000 円/月	240,000 円/月	0 円/月
委員長	213,500 円/月	213,500 円/月	0 円/月
議員	203,500 円/月	203,500 円/月	0 円/月

町議会議員の報酬の額は、平成17年10月の合併時に算定基礎額から10%の削減が行われたが、平成28年4月から算定基礎額に改定され現行の額となっている。

県内町村（11町村）の月額比較では、議長、副議長及び議員ともにおよそ中位に位置している。

議会（議会活性化特別委員会）におかれては、議会の活性化に向けた協議がなされ、アンケートや報告会等いくつかの取り組みが行われており、この中で報酬や定数についても議論が行われている。アンケートの調査結果によると、報酬は、「多い」が40.3%で最も多く、次いで「妥当である」が27.3%、「わからない」が23.3%となっている。

町財政も改善されてきたとはいえ、今後の推計では大変厳しいものも示され、予断を許さない状況であるが、現時点においては報酬の額を改定するほどの状況には至っていない。

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症による影響について考慮すべきとの考え方があるものの、その影響の度合いや今後の社会経済状況が不透明なこと、さらには、町長等については自発的判断による減額が行われており、コロナ禍の影響を切り離して審議していることから、議員報酬の額についても同様に、現行の額について審議することとした。

5年前の審議会においては、大変厳しい意見が出された一方で、議員の職務の重要性やその職責を果たすことへの期待の意を込めて、「算定基礎額に改定することが適当」と答申している。しかしながら、今回の審議においても、「議員の活動が見えない」「具体的な活動が伝わってこない」「町民の負託に十分に応えていない」「町民感情からすれば減額してもよい」等、厳しい意見があった。一方で、「望む役割が果たされれば金額は妥当」「なり手不足解消といった点では減額は適当ではない」等の意見があった。

人口減少や少子高齢化が進み、価値観の多様化等社会情勢が激しく変化していく中、議員の職責は増大している。言い換えれば、町民の期待は、以前にも増して大きくなっており、議員は、自身の活動を住民に分かりやすく伝える活動が求められる。

以上、様々な観点から審議した結果、当審議会は「据え置き」との結論に至った。

なお、議員におかれては、住民代表として意見を行政運営へ反映させること、議決することに対する責任の自覚、住民への説明責任を果たすことを求めると同時に、上記アンケート回答結果や審議会意見を真摯に受け止めていただき、具体的に見える行動を実施され、今後より一層の議会の活性化を進められるよう期待することを付記する。

(3) 行政委員、附属機関及びその他の特別職の報酬の額				
【行政委員会】				
職名		現行	答申	差額
教育委員会	委員	246,100 円/年	246,100 円/年	0 円/年
選挙管理委員会	委員長	7,900 円/日	7,900 円/日	0 円/日
	委員	7,500 円/日	7,500 円/日	0 円/日
監査委員	代表監査委員	9,900 円/日	9,900 円/日	0 円/日
	議会選出委員	8,300 円/日	8,300 円/日	0 円/日
固定資産評価審査委員会	委員長	6,500 円/日	6,500 円/日	0 円/日
	委員	6,300 円/日	6,300 円/日	0 円/日
農業委員会	会長	232,800 円/年	232,800 円/年	0 円/年
	委員	201,900 円/年	201,900 円/年	0 円/年
	農地利用最適化推進委員	201,900 円/年	201,900 円/年	0 円/年
【附属機関及びその他の特別職】				
消防団	団長	88,900 円/年	88,900 円/年	0 円/年
	副団長	68,400 円/年	68,400 円/年	0 円/年
	分団長	50,900 円/年	50,900 円/年	0 円/年
	副分団長	39,500 円/年	39,500 円/年	0 円/年
	部長	33,300 円/年	33,300 円/年	0 円/年
	班長	29,500 円/年	29,500 円/年	0 円/年
	団員	27,100 円/年	27,100 円/年	0 円/年
民生相談員	会長	121,200 円/年	121,200 円/年	0 円/年
	相談員	109,300 円/年	109,300 円/年	0 円/年
スポーツ推進員		39,000 円/年	39,000 円/年	0 円/年
その他附属機関	委員長等	6,500 円/日	6,500 円/日	0 円/日
	委員	6,300 円/日	6,300 円/日	0 円/日
<p>行政委員会、附属機関及びその他の特別職の報酬の額は、平成17年10月の合併時に算定基礎額から5%の削減が行われ今日まで据え置かれているものがある。</p> <p>県内近隣自治体の比較では、地域による差異が認められるものの、改定を行うほどのものではない。出勤・出動数や業務内容においては、農業委員会委員を除き、大きく変更されたものはない。</p> <p>農業委員会委員については、平成28年の法改正の変更の主旨からすれば、その職務の重要性がさらに増大していることは十分理解できるものの、報酬額を改定するという判断には至らなかった。今後、より明確な判断基準や判断材料が明らかになれば、次期審議会に諮問されるよう要請する。</p> <p>以上、審議した結果、それぞれの報酬等の額は、当審議会は「据え置き」が妥当と判断する。</p>				

### 3 付帯意見

本答申は、町長等の給料が本来どれくらいの水準にあるのが適正なのかを議論し、それぞれの職責や財政状況及び県内他町村の状況等を踏まえたものであるが、今後一層の財政の健全化、「吉賀町まちづくり計画」の実現に向け努力願いたい。

特別職の報酬等の額については、当審議会条例の制定の趣旨からもその水準について適時検討すべき案件と考えられ、また、それぞれの職責や業務内容も社会情勢の変化等に影響を受ける要素も含んでいることから、当審議会を適切な時期に開催されたい。

なお、この答申については、町長等の給料や町議会議員の報酬等の改正の経緯を知っていただくため、町広報や町ホームページにも公開し、広く住民に周知されることを要望する。

令和3年1月14日

#### 吉賀町特別職報酬等審議会

会 長	橋 本 智恵美
職務代理	山 脇 裕 子
委 員	大 庭 和 子
委 員	竹 中 和 博
委 員	右 田 巧
委 員	村 上 勝 宜